

北塩原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

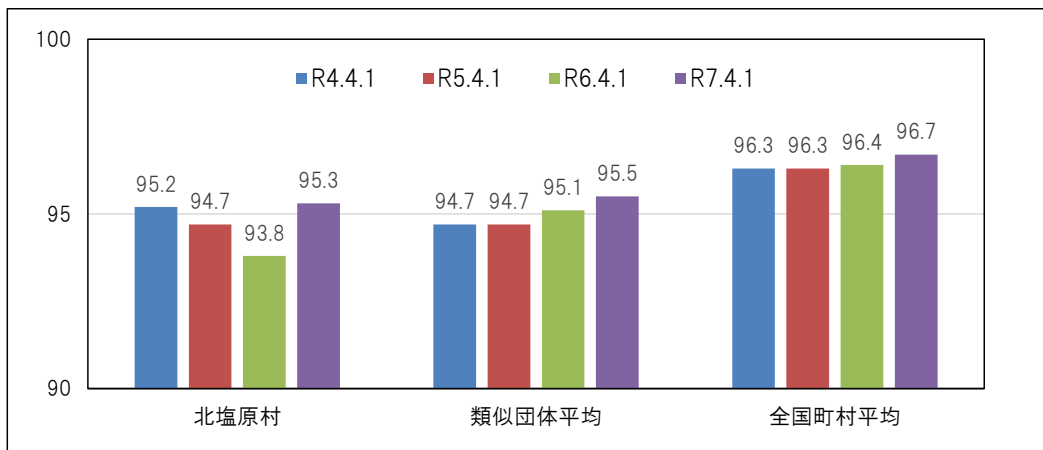
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	2,394	3,511,648	129,864	756,152	21.5	19.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	59	218,869	36,383	88,117	343,369	5,820	5,693

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の普通会計部門に属する人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえて記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。
 その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別手当について、国と同様に見直しを実施。
 (令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北塩原村	40.6 歳	311,600 円	341,471 円	396,033 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,259 円	366,537 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体	41.3 歳	309,914 円	360,723 円	341,455 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		北塩原村	福島県	国
一般行政職	大学卒	236,700 円	230,300 円	220,000 円
	高校卒	204,000 円	198,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

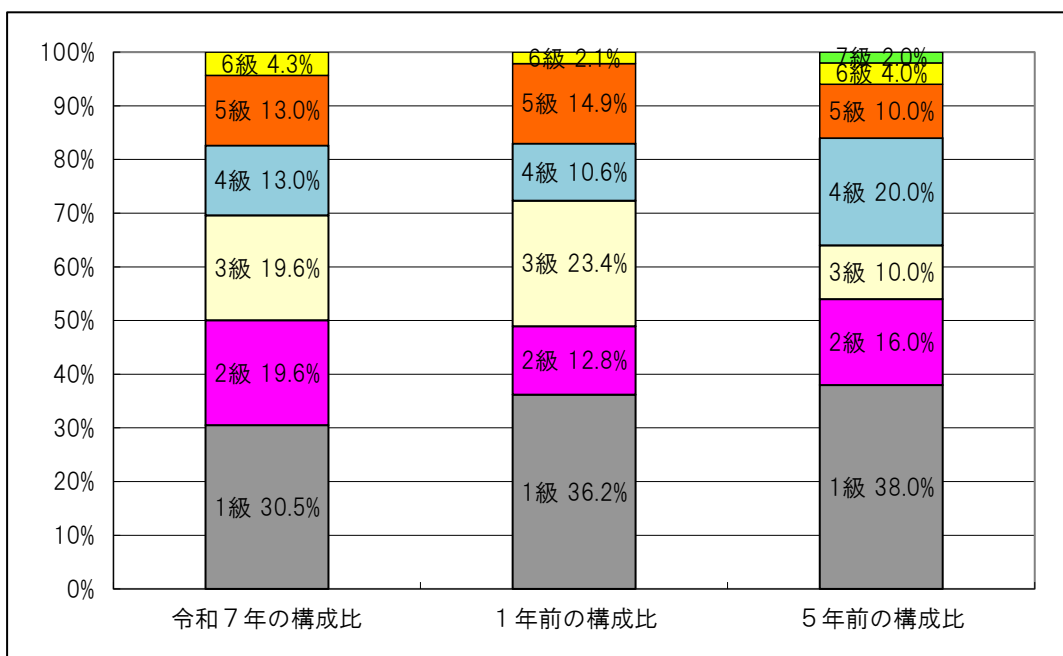
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,300 円	309,300 円	350,400 円	398,300 円
	高校卒	255,700 円	288,600 円	該当者なし	339,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

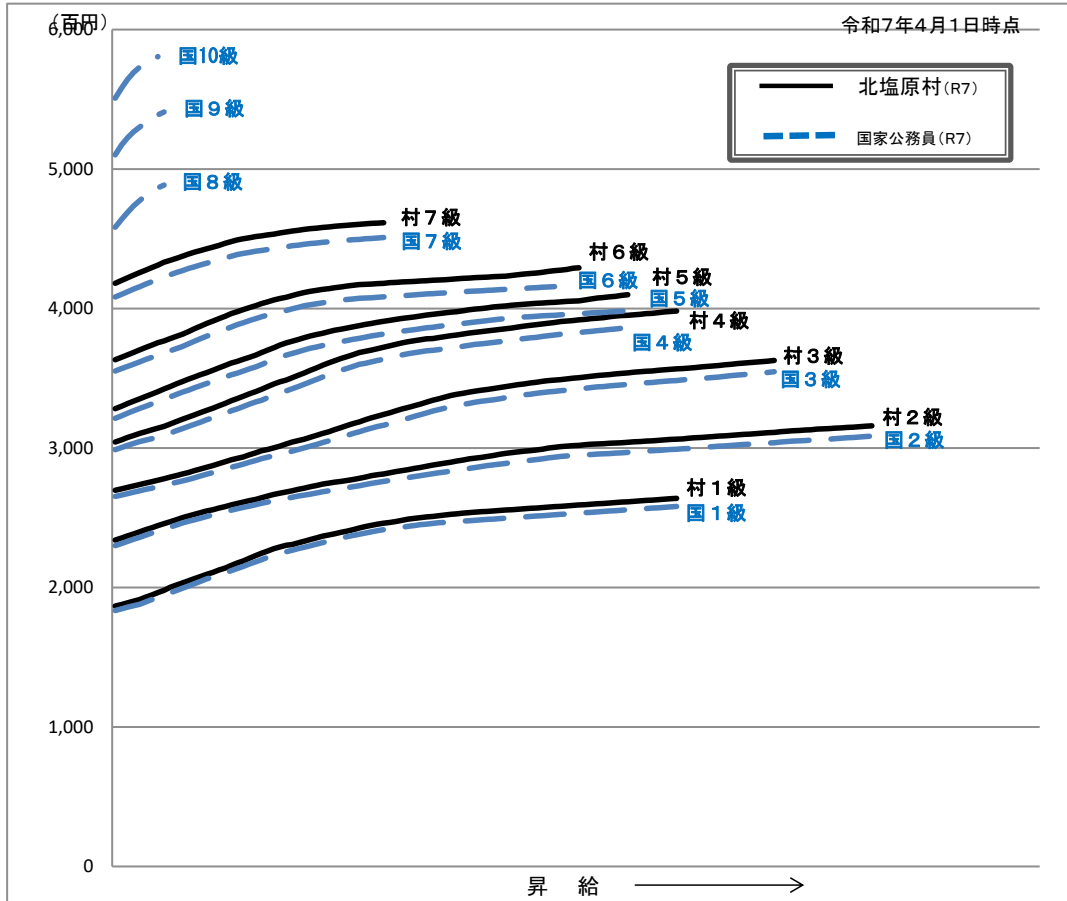
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	14人	30.5%	199,400円	274,500円
2級	副主査	9人	19.6%	246,300円	324,500円
3級	係長、主査、技査	9人	19.6%	281,100円	372,500円
4級	係長、主任技査	6人	13.0%	315,500円	408,800円
5級	課長、会計管理者、事務局長	6人	13.0%	339,600円	420,400円
6級	課長	2人	4.3%	374,900円	440,300円
7級	参事	0人	0.0%	430,500円	473,600円

(注) 1 北塩原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（北塩原村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北塩原村	福島県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,487 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,760 千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.400 ）月分 （ 1.000 ）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.400 ）月分 （ 1.000 ）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.400 ）月分 （ 1.000 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北塩原村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

北塩原村				国			
（支給率）		自己都合	勤奨・定年	（支給率）		自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			
1人当たり平均支給額 — 千円 19,203 千円							

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	10,367 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	167 千円
支給実績（5年度決算）	8,802 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	140 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者等6,500円等	同		5,573 千円	88,460 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る)等に支給 (支給額) 上限27,000円	異	職員公舎に居住する職員は一律15,000円支給	4,509 千円	71,571 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額(上限60,000円)	異	交通機関利用者は運賃相当額が63,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1を加算	7,373 千円	117,032 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	異	課長等の職にある職員に対して、38,000円、26,000円を支給	3,648 千円	57,905 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき4,300円	異	勤務1回につき4,300円	525 千円	8,333 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同		4,019 千円	63,794 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	村 長 副 村 長	703,000 円 (— 円) 563,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額
			814,000 円 / 457,500 円 651,000 円 / 440,000 円
報 酬	議 長	308,000 円 (— 円)	360,000 円 / 171,000 円
	副 議 長	249,000 円 (— 円)	320,000 円 / 142,000 円
	議 員	224,000 円 (— 円)	300,000 円 / 121,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(6年度支給割合) 3.45 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額) 16,197,120 円 (支給時期) 任期ごと
	副 村 長	給料月額×在職月数×0.29	7,836,960 円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

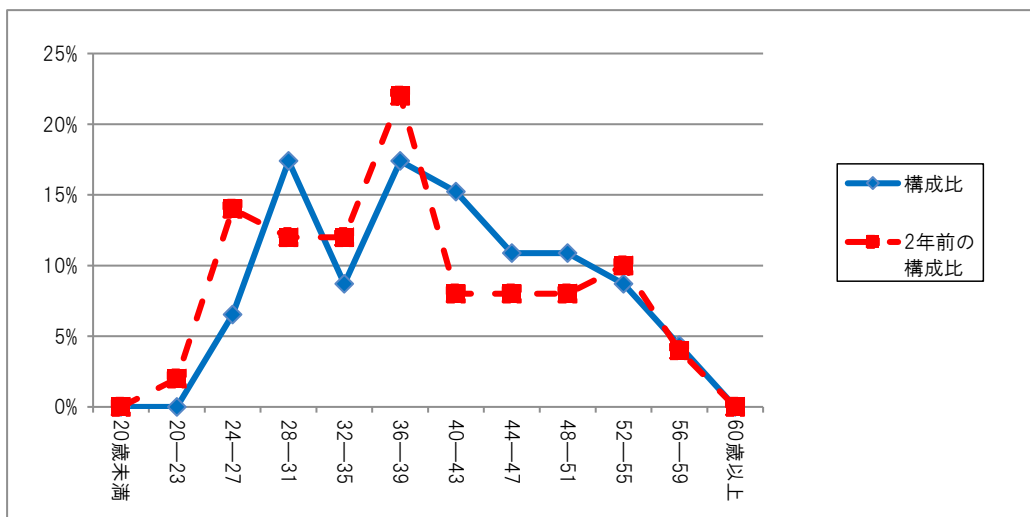
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	
	総務企画	14	16	▲2	行政組織改正に伴う民生部門から総務部門への業務移管
	税務	5	5	0	
	民生	6	4	2	行政組織改正に伴う民生部門から総務部門への業務移管
	衛生	3	3	0	
一 般 行 政 部 門	労働	0	0	0	
	農林水産	5	6	▲1	定数外職員(会計年度任用職員)に定数職員が配属されたため
	商工	5	5	0	退職による欠員不補充
	土木	5	6	▲1	
	計	45	47	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 227.58 人
	教育部門	13	12	1	退職による欠員不補充
	消防部門	0	0	0	
	小 計	58	59	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 242.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 265.35 人
公 営 企 業 等	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	国保	1	1	0	
	介護	1	1	0	
	小 計	4	4	0	
合 計		62 [64]	63 [64]	▲1 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 258.98 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	3人	8人	4人	8人	7人	5人	5人	4人	2人	0人	46人

(注) 3(1) 一般行政職の職員数を年齢別に分けたものである。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	47	47	47	47	47	45	▲ 2.0 (0.86%)
教育	13	13	13	13	12	13	0.2 (0.00%)
消防							
普通会計	60	60	60	60	59	58	▲ 1.8 (0.67%)
公営企業会計	4	4	4	4	4	4	0.0 (0.00%)
総合計	64	64	64	64	63	62	▲ 1.8 (0.63%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数